

随意契約見直し計画

平成 19 年 12 月
国立大学法人徳島大学

1. 随意契約の見直し計画

(1) 平成 18 年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、直ちに一般競争入札等に移行するものとし、遅くとも 20 年度から全て一般競争入札等に移行することとした。

【全体】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				(21%) 19	(10%) 246
一般競争入札等	競争入札			(8%) 7	(15%) 377
	企画競争	(7%) 6	(4%) 91	(1%) 1	(1%) 11
随意契約		(93%) 84	(96%) 2,389	(70%) 63	(74%) 1,845
合 計		(100%) 90	(100%) 2,480	(100%) 90	(100%) 2,479

(注 1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注 2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				(0%) 0	(0%) 0
一般競争入札等	競争入札			(0%) 0	(0%) 0
	企画競争	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0
随意契約		(100%) 2	(100%) 108	(100%) 2	(100%) 108
合 計		(100%) 2	(100%) 108	(100%) 2	(100%) 108

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				(22%) 19	(10%) 246
一般競争入札等	競争入札			(8%) 7	(16%) 377
	企画競争	(7%) 6	(4%) 91	(1%) 1	(1%) 11
随意契約		(93%) 82	(96%) 2,281	(69%) 61	(73%) 1,737
合 計		(100%) 88	(100%) 2,372	(100%) 88	(100%) 2,371

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期
平成20年1月までに、以下の措置を講じ、随意契約によること
が真にやむ得ないもの以外、遅くとも平成20年度から一般競争入
札等に移行。

(1) 総合評価方式の導入拡大

①コンピュータ、医療技術製品等、既に総合評価落札方式が導入さ
れている調達分野に加え、事務又は事業の性質から価格競争によ
る一般競争入札により難しいもの及び総合評価落札方式によること
が必要と考えられるものについては、総合評価落札方式による一
般競争入札の導入に向けて、事例の収集や調査を開始する。

(2) 複数年度契約の拡大

①平成17年度より施設等の維持管理業務等の役務契約や賃貸借契
約等については段階的に導入を図ってきているが、さらなる業務
の効率化及び経費削減のため、積極的な拡大に向け再度見直し・
検討を行う。

(3) 入札手続きの効率化

①一般競争入札の増大に伴う業務量の増加を勘案し、供給者等への
公告方法等について検討を行う。
②既に全面的に電子入札を導入している工事については、電子入札
の利用拡大に向けて応札者への理解促進を図るため、電子入札で
ある旨をHPに掲載し、電子入札のより一層の活用及び周知を図
る。

(4) 内部牽制体制等の強化

①内部決裁において、随意契約によらざるを得ない場合については、
それが規則等の定める要件に合致するかどうかの確認を複数の者
により厳格に行うことにより、内部牽制体制の強化に努め、随意
契約の透明性、公平性の確保を図ることとする。
②内部監査においては、随意契約の適正化について監査の強化に努
める。

(注) 個別の契約の移行時期及び手順については、「随意契約の点検・
見直しの状況」に記載

3. その他

(1) 契約に係る情報の公表

公共調達の公平性，透明性の向上を図るため，既に公表している
随意契約分及び工事の競争入札分に加え，物品等の競争入札分
についても，HP上での公表を図る。